

延 監 第 145 号
令和 5 年 3 月 16 日

令和 4 年度

定期 監 査 報 告 書

(令和 4 年 12 月～令和 5 年 2 月実施分)

延岡市 監 査 委 員

令和4年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔市民環境部〕 国民健康保険課 生活環境課

〔健康福祉部〕 健康長寿課 地域医療政策課

〔都市建設部〕 都市計画課 区画整理課

〔北方総合支所〕 地域振興課 市民サービス課 産業建設課

〔教育委員会〕 保健体育課 北方分室

2 監査の期間

令和4年12月1日 から 令和5年2月1日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 小 野 正 二

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和3年度及び令和4年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。今年度は特に、指定管理者の事務に関する事務において、履行確認の不備が多く見られた。今後は履行確認を確実にを行うよう求める。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

市民環境部

国民健康保険課

事務処理は適正なものと認められた。

生活環境課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

徴収した犬登録手数料について、指定金融機関等への払込みが1日遅れているものが、令和4年度分に2件あった。

徴収した公金は、現金紛失等の事故を防ぐためにも、財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、速やかに指定金融機関等へ払い込むよう努められたい。

健康福祉部

健康長寿課

事務処理は適正なものと認められた。

地域医療政策課

事務処理は適正なものと認められた。

都市建設部

都市計画課

事務処理は適正なものと認められた。

区画整理課

事務処理は適正なものと認められた。

北方総合支所

地域振興課

事務処理は適正なものと認められた。

市民サービス課

事務処理は適正なものと認められた。

産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

教育委員会

保健体育課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

歳入調定の起票遅れが、令和3年度分に24件、令和4年度分に39件あった。

財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

(2) 公園の使用及び占用許可に関する事務

使用料の納期限の設定が適切でないものが、令和3年度分に1件、令和4年度分に4件あった。

都市公園条例に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

(3) 指定管理者の手續に関する事務

西階公園遊泳場及び浜川公園遊泳場の月次報告書に、仕様書に記載されている施設の管理運営業務の実施状況や利用実績、収支状況の報告がなく、遅れて報告されていた。

遊泳場の管理運営業務については、市民の安全に関わる重要な業務であるので、指定管理者へ適切な報告書等の提出を求めるとともに、確実に履行確認を行うよう改善を求める。

北方分室

事務処理は適正なものと認められた。